

公立大学法人公立ほこだて未来大学  
情報セキュリティポリシー

平成30年3月12日 策定

公立大学法人公立ほこだて未来大学

## 情報システム運用基本方針

### (目的)

第1条 公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）の情報システムは、本学の理念である「人間」と「科学」が調和した社会の形成を希求し、高度情報社会に対応する深い知性と豊かな人間性を備えた創造性の高い人材を育成するとともに、知的・文化的・国際的な交流拠点として地域社会と連携し、学術・文化・産業の振興に寄与する」ことの実現のための、本学のすべての教育・研究活動および運営の基盤として設置され運用されるものである。

### (運用方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効率的な情報流通を図るために、別に定める公立大学法人公立はこだて未来大学情報システム運用基準（以下「運用基準」という。）により、以下の事項を基本的な取り組みとし、秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学的に供用される。

- (1) 情報資産に対する機密性、完全性および可用性を損なう脅威からの保護
- (2) 情報セキュリティを損なう行為の防止と脅威からの保護
- (3) 情報資産に対する重要度による分類に応じた管理
- (4) 情報セキュリティに関する教育および啓発
- (5) 情報セキュリティの定期的な評価と見直し、それらに基づく対策の実施

### (利用者の義務)

第3条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針および運用基準に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

### (罰則)

第4条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、それぞれの規程に定めることができる。

## 公立大学法人公立はこだて未来大学情報システム運用基準

### (目的)

第1条 本運用基準は、公立大学法人公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における情報システムの運用および管理について必要な事項を定め、本学の保有する情報資産の保護と活用および適切な情報セキュリティ対策を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本運用基準は、本学情報システムを運用・管理・利用するすべての者に適用する。

### (定義)

第3条 本運用基準において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### (1) 情報システム

情報処理および情報ネットワークに係わるシステムで、次のものをいい、本学情報ネットワークに接続する機器を含む。

- ア 本学により、所有または管理されているもの
- イ 本学との契約あるいは他の協定に従って提供されるもの

#### (2) 情報資産

情報資産とは、次のものをいう。

- ア 情報システム内部に記録された情報
- イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報
- エ その他法人の教育・研究・運営管理に関わる者が作成し、または取得した内容が電磁的記録媒体および書面等に記録された情報

#### (3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。

- ア 機密性：情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

イ 完全性：情報資産が破壊，改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

ウ 可用性：情報資産にアクセスすることを認められた者が，必要などきに中断されることなく，情報資産にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### (4) 情報セキュリティポリシー

本学が定める「情報システム運用基本方針」および「情報システム運用基準」をいう。

#### (5) 実施規程

情報セキュリティポリシーに基づいて策定される規程および基準，計画をいう。

#### (6) 手順

実施規程に基づいて策定される具体的な手順やマニュアル，ガイドラインを指す。

#### (7) 利用者

本学情報システムを利用する許可を受けて利用するすべての者をいう。

#### (8) 電磁的記録

電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，コンピュータ等による情報処理の用に供されるものをいう。

#### (9) インシデント

情報セキュリティに関し，意図的または偶発的に生じる，法律または本学規程等に反する事故あるいは事件をいう。

#### (総括責任者)

第4条 本学情報システムの運用に責任を持つ者として，本学に総括責任者を置く。総括責任者は，理事長をもって充てる。

2 総括責任者は，情報システム上での各種問題に対し，総括的に責任を持つ。

#### (審議機関)

第5条 本学情報システムの円滑な運用のための審議機関として、公立大学法人公立はこだて未来大学情報システムデザインセンター運営委員会規程に設置される公立はこだて未来大学情報システムデザインセンター運営委員会（以下「委員会」という。）をもって充てる。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）情報セキュリティ対策の見直しに関する事項

（2）情報セキュリティ対策の遵守状況の確認に関する事項

（3）情報セキュリティ対策について行う研修に関する事項

（4）その他情報セキュリティ対策実施に関する事項

（5）インシデント防止策の検討および実施に関する事項

（実施責任者）

第6条 本学に実施責任者を置く。実施責任者は、情報システムデザインセンター長をもって充てる。

2 実施責任者は、総括責任者の指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、情報セキュリティポリシーおよびそれに基づく実施規程ならびに手順等の実施を行う。

3 実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。

（管理運営部局）

第7条 本学に情報システムの管理運営部局を置く。管理運営部局は、企画総務課をもって充てる。

（管理運営部局が行う事務）

第8条 管理運営部局は、実施責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。

（1）本学情報システムの運用と利用における情報セキュリティポリシーの実施状況の取りまとめ

（2）本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

（役割の分離）

第9条 情報セキュリティ対策の運用において、承認または許可事案の申請者とその承認者または許可者が兼務しないこととする。

(情報システム運用の外部委託管理)

第10条 総括責任者は、本学情報システムの運用業務のすべてまたはその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(見直し)

第11条 総括責任者は、各規定の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題および問題点が認められる場合には、当該事項の改善に努めなければならない。

(その他)

第12条 本運用基準に定めるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項、情報システムの運用に関し必要な事項、その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。